

稲沢市立明治中学校いじめ防止基本方針（概要版） 令和7年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなる可能性があります。本校では、“いじめはすべての生徒に関係する重大な問題である”ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「稲沢市立明治中学校いじめ防止基本方針」の概要を、以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

いじめの未然防止の取組

- ・ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ・ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意します。
- ・ 情報モラル教育を推進し、スマートフォン等を利用する際のルールやマナーを遵守するとともに、いじめの加害者にも、被害者にもならないよう、家庭・関係機関との連携を深めながら継続的に指導します。

いじめの早期発見の取組

- ・ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、日頃からいじめ等について生徒や保護者が相談できるように環境を整えます。
- ・ 学校生活に関するアンケートや教育相談を定期的（学期1回）に実施し、生徒の小さなサインも見逃さないように努めます。
- ・ ささいな兆候も見逃さないよう、生徒の様子を観察し、定期的に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、情報の収集や共有を図ります。
- ・ スクールカウンセラーや外部の相談機関等と連携・協力して、重大ないじめ事案を招かないように対応します。

いじめに対する措置

- ・ いじめの発見や通報を受けたら、速やかに教員間で情報を共有し、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。被害者や保護者のニーズを確認します。
- ・ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携の下で取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団への積極的なはたらきかけを行い、いじめを生み出さない、見過ごさない集団づくりを進めます。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や関係機関と連携して対応します。

【重大事態への対応】

- ・ 重大事態が発生した場合は、被害者の立場を最優先にし、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会、警察や関係機関と連携し、重大事態の解決に向けて取り組みます。

《学校の取組に対する検証・見直し》

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については常に見直し、実効性のある取組になるよう努めます。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年2回実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行います。